

続日本紀宣命詔・三題について

早川庄八

はじめに

続日本紀は、日本書紀に次ぐ、六国史二番目の歴史書で、文武元年（六九七）からはじまり桓武の延暦十年（七九一）にいたるまでの間の歴史的記述を収めている。

わたくしたちはこの書を略して続紀と称しているが、その収載時期は八世紀のほぼ全般にわたるから、いわゆる奈良時代史を専攻する者にとっては続紀は文字通りの根本史料に当り、ひとにもよるが、何遍、何十遍読み返したかわからないほどのものである。しかも幸いなことに、近年、続紀の新しい注釈書が新規に出版されて、盛況の度が一段と益している。近年出版された注釈書とは、つぎのようなものである。

林陸朗校注訓訳『完訳注釈続日本紀』

全七冊、一九八五年～一九八九年、現代思潮社。本稿では林氏完訳本と称することにする。

直木孝次郎他訳注『続日本紀』

全四冊、一九八六年～一九九二年、平凡社、東洋文庫。本稿では東洋文庫本と称することにする。

青木和夫他校注新日本古典文学大系『続日本紀』

全五冊、一九八九年～、岩波書店、第五分冊のみ未完。本稿では新古典文学大系本と称することにする。

続紀の注釈書といえば、村尾元融の『続日本紀考証』、それを基本とした朝日新聞社蔵版増補六国史の『続日本紀卷上』『続日本紀卷下』の佐伯有義校訂標注くらいしか知ることのなかった時代に学生時代を送った者からみると、現在はまさに隔世の感があるといわざるをえない。

ただこうした新注釈書を読んでいて気づくことの一つに、続日本紀が引く宣命詔の問題がある。続紀の宣命詔についても本居宣長の『続紀歴朝詔詞解』（一八〇三年、以下詔詞解と称する）以来多数の注釈書が存するが、その多くは国文学・国語学の研究者があらわしたものであって、歴史学の研究者が歴史学の立場から宣命詔を研究

した注釈書はほとんどないといってさしつかえない。そのためか新刊の注釈書のなかにも、宣長の詔詞解の理解・解釈を安易に利用した宣命詔の注解が、しばしば散見される。だがそうであってはならないであろう。歴史学を学ぶ者として、宣命詔といえどもみずから眼で読み、八世紀の歴史をそこから学びとらなければならぬであろう。本稿はそのための一歩または二歩として、気づいた点を記したものである。

一 統紀にみられない宣命詔

宣長はその著書詔詞解で、統紀に載せる宣命詔の総数を六二とし、それぞれに第一詔から第六十二詔までの詔名を付している。この点は、金子武雄『続日本紀宣命講』(一九四一年、東京図書出版株式会社、以下金子宣命講と称する)、北川和秀編『続日本紀宣命校本・総索引』(一九八二年、吉川弘文館、以下北川校本と称する)などとも同じであり、「はじめに」で記した三つの新注釈書でも同じである。なお金子宣命講では、これら六二詔とは別に、「逸文」として、一、元興寺縁起所引の天平十八年四月十九日付聖武詔と、二、正倉院文書正集四十四にみられる天平勝宝九歳三月廿五日宣命草が引載されている。

しかし宣長の案にしたがうのは便宜上のこととはいえ、問題点も有している。わたくしの気づいた点をいくつかあげてみよう。

(1) 宣長が示す宣命詔の番号と、その詔の内容とが一致しないものが存する。

天平勝宝元年七月甲午条の統紀に「皇太子受_レ禪即_二位於大極殿_一」としてかかげる「第十四詔」がそれで、宣長は全文を一つの詔として掲記しているが、よく読んでみるとこの宣命詔は前半と後半の二つに分けられ、前半は、聖武自身が「御身敢へ賜はずあれ。法の随に天つ日嗣高御座の業は朕が子王に授け賜ふと勅り賜ふ」と述べ、聖武の讓位宣命詔。後半は、皇太子阿倍内親王が、「かけまくもかしこき我が皇天皇」すなわち父聖武から「斯の天つ日嗣高御座の業を受け賜はりて、仕へ奉れ」との命令を受けたので、親王等、王等、臣等よ、よろしくたのむ、という孝謙の即位宣命詔である。

宣長もこのことは承知していて、「此詔は、聖武天皇の御讓位の詔と、孝謙天皇の御即位の詔とを、つらねて宣れるにて、はじめのほどは、聖武天皇の詔也」とも記している。その二詔を一括して「第十四詔」としてしまった理由の一つは、統紀の記述から知られる聖武讓位の期日が不明確であったことによるとみられるが、かりにそうであったとしても、讓位宣命詔と即位宣命詔は内容も違うし宣布する主体も異なる。やはり別箇の宣命詔として処理すべきであろう。

(2) 宣長詔詞解に収載されなかった宣命詔

本居宣長の『統紀歴朝詔詞解』は、統紀に掲載されている宣命詔に注釈を加えたものであった。それゆえ統紀にみられない宣命詔は、

注釈の対象外とされた。そこではじめに、宣命詔とは本来どのようなときに作製されどのようなかたちおよび形態で宣布されるものがあるかを、あらかじめ知っておく必要があるように思われる。なぜならば続紀に掲載されているもののみが宣命詔であったわけではなく、それ以外にも種々の宣命詔が存在したからである。

わたくしの理解するところでは、宣命詔はつぎのような場合に宣せられたと考えている。古く、国家的に重要な儀式、政務、行事などは大極殿とその前庭である朝庭で行うのを例としていた。臣下らは朝庭に列立し、大極殿に立つ天皇の命令は、音声によつて臣下らに伝達される。これが宣命詔の宣布であつて、要するに言挙ことあげの靈力がこの時点にいたるまで残存していたことを示すものといえるが、注意すべき事柄がいくつかある。第一に、大極殿上に立つて宣命詔を読みあげるのは天皇ではない。かたわらに専任の臣下を置き、これに読ませる。これを宣命使と称している。第二に、宣命使が読みあげるものは、あらかじめ天皇の命令を受けて（大宝令制によれば内記が）木簡もしくは料紙に書き記した文章である。木簡の例としては藤原宮跡出土のものがあり、料紙を用いたと思われる例としては続紀宣命第一詔（文武即位詔、文武元年八月庚辰条）がある。藤原宮跡出土木簡の例を左にかかげておく。

御命受止食国々内憂白

止詔大 乎諸聞食止詔

『奈良宮跡出土木簡概報』（一九六八年、奈良県教育委

続日本紀宣命詔・三題について（早川）

員会）、『藤原宮』木簡釈文（一九六九年、奈良県教育委員会）の両書に収める。

（私見による読解）

御命受けよと食国の内に憂へ白せ（ウラに疑くと思われるが文末詳）
くと詔りたまふ大御命を諸聞き食へと詔る（ウラ）

第三に、このような様式の宣命書きがいつにはじまるか、特に国文・国語学者は藤原宮跡出土のようなものを宣命大書体（助詞などを小書きしない）と称し、続紀にみられるものなどを宣命小書体（助詞などを小書きで示す）と称して区別し、前者の方が早期に発生したとみなしているようであるが、現段階ではいずれも不明とするほかない。第四に、わたくしはさきに、続紀に掲載されているもののみが宣命詔であつたのではなく、それ以外にも種々の宣命詔が存在したと述べたが、それはつぎのようなことを配慮したからである。

続紀に掲載されている宣命詔をみると、そこにみられるのは即位、讓位、立太子、立后などの皇位継承にかかわる大行事、その他国家的な政務、儀式にかかわる天皇の命令などであつて、そうしたいわば「重大な場」で読みあげられたものが宣命詔であるらしい、と思われ易い。宣長が『統記……詔詞解』と限定した理由も、おそらくそこにあつたのであろう。ところが、(イ)一、すでにみた藤原宮跡出土木簡の宣命詔の内容は、それほど重大な意味をもつものとは思われない。(イ)二、続日本紀はその編纂方針として、恒例行事、日常的な行事は、特殊な場合を除き記事として示さないのが例であ

るが、まれに宣命の例を示す場合がある。但し宣命詔の文章としてはなく、単にそれが行われたというかたちで。(イ)―(三)、続日本紀に文章としては載録されなかつた宣命のうちの多くのものには、変形・変質を受けながらも、朝野群載卷第十二、内記、宣命、に残されているものがある。事柄によつては延喜式の諸司式の条文に残されている場合もある。

このように、(イ)続紀にみられるもの以外にも宣命詔は存在するのである。それに加えて、(ロ)天皇にとつてはかなり重要な命令であつたと思われる宣命詔を、続日本紀編纂者は何等かの理由によつて除外してしまい、続紀に収録しなかつた、という事例も存するのである。以下、(イ)―(二)についてわたくしの承知している事例と、(ロ)に関する問題を、簡単に触れておくことにする。

(イ)―(二)の事例

文武二年(六九八)三月庚午(十日)条につきのような記事がある。

任^一諸国郡司^一。因詔。諸国司等、銓^一擬郡司^一、勿^レ有^二偏党^一。郡司居^レ任、必須^レ如^レ法。自^レ今以後、不^二違越^一。

内容を意識すれば、以下のようなになるうか。この日藤原宮内の某司で諸国の郡領(郡司・郡領は大宝令で定められた用語で、この時期にはまだこれにあたるものを評造と称していた。しかしここでは詔の用例にしたがう)を任命する儀式があり、郡領任命者と、それを引率して入京していた諸国の国司らが参集していた。そしてこの

ように居並ぶ国司と郡領任命者に対して、太政官の官人はころあいをみて天皇の命令すなわち「詔」を口頭で伝達した。郡領をえらぶ任にあたる諸国司に対しては「郡司を銓擬するにあつては依怙顧肩があつてはならない」と。任官した郡領に対しては「法にしたがつて任務に従事せよ」と。

ここで用いられている「詔」が漢文体のものであつたのか宣命体のものであつたのか、この記事のみでは決められないが、可能性としてはどちらとも考えられるように思われる。

大宝二年(七〇二)正月癸巳(二十五日)条に

詔、以^二智淵法師^一為^二僧正^一。善住法師為^二大僧都^一。弁照法師為^二少僧都^一。僧照法師為^二律師^一。

という記事がある。僧正・(大少)僧都・律師の僧綱の任命のことはこれ以前から行われていたが、このときの任命は実は大宝令が施行されて以後のはじめての任命であつた。そのためその儀式をどのようにに執り行うかについて、二日まへの二十三日に特別の法令が出された。僧尼令集解14任僧綱条の令釈が引く大宝二年正月廿三日太政官処分がそれで、つぎのように書かれている。

大宝二年正月廿三日太政官処分。任^一僧綱^一者、在京諸寺僧、請^二集薬師寺^一。仍大弁一人、史二人、式部輔一人、丞・録各一人、治部・玄蕃主典以上官人、並集之。少弁以上大夫宣命、弁官・式部左列。治部右列。

これがわたくしの知りえた「宣命」の文字の初出史料であるが、

述べているのは以下のようなことである。この行事は藤原京内の薬師寺（すなわちいわゆる本薬師寺）に京内の諸寺の僧を呼び集めて行う。そしてそこには、宮城からは、太政官の弁官の官職をもつ大弁一人（下文に少弁の名が見えることからすれば中弁一人・少弁一人を脱したものともみる）と史二人、式部省の大輔もしくは少輔一人、式部省の丞（大丞二人・少丞二人あり）・録（大録一人・少録三人あり）各一人、治部省の主典以上の官人（卿一人、大輔一人、少輔一人、大丞一人、少丞二人、大録一人、少録三人あり）、玄蕃寮の主典以上の官人（頭一人、助一人、大允一人、少允一人、大属一人、少属一人あり）などの多数の官人が参伺し、寺内の広場に北面して並ぶ僧侶たちの前面に、弁官と式部省の官人は左に（すなわち東側に）列立し、治部省と玄蕃寮の官人は右に（すなわち西側に）列立したうえで、五位以上の位階を有する少弁以上の弁が宣命詔を読みあげる。すなわち天皇の命令としての僧綱の任命のことを諸僧に口頭で伝達する。以上である。

僧綱の任命にあたっては、以後も同様の儀式が行われたらしいことは、延喜式の太政官式、同玄蕃寮式に同じような条文がみられることによって知ることができるが、細部ではやや異なっている。まず大宝のでは（本）薬師寺で行うとしているが、延喜のでは平安京の西寺で行うとする。大宝では行事の中心となるのは弁官で、宣命使も少弁以上の大夫だが、延喜のでは公卿勅使として参議が派遣され、少納言が宣命使となる。僧綱任命の儀式はある時期以後、弁

官中心の儀から太政官（狭義の）中心の儀に変化したらしい。それともかく、延喜の段階で、勅使の参議が持参し、儀場で宣命使の少納言に授与し、少納言が宣命の座に就いて読みあげる宣命は、つぎのような内容のものであった。

天皇が詔旨らま^すと法師等に白さへ^つと勅命を白す。大僧都と坐す^ま法師を僧正に任せ賜ふ事を白さへ^つと詔たまふ勅命を白す。これを聞いた衆僧たちは一斉に「称唯」し、宣命使がもとの位置に復すると、僧綱に任じられた僧は宣命使の座前に進みくだつて「命の辱」を謝する。

もう一つ、事例をあげよう。

統紀、慶雲四年（七〇七）二月甲午（二十五日）条に、つぎのような記事がある。

天皇、御三極殿、詔授三成人等位^一。親王已下五位已上、男女一百十人、各有^レ差。又授三无位直見王、従六位上紀朝臣諸人、従六位下高向朝臣色夫智、小治田朝臣安麻呂、小治田朝臣宅持、上毛野朝臣堅身、正七位下高橋朝臣上麻呂、従六位下中臣朝臣人足、平群朝臣安麻呂、正六位上高志連村君、国竟忌寸八嶋、幡文通並授五位下^一。

和銅四年（七一）四月壬午（七日）条にも同じような記事がある。

詔叙文武百寮成選者位^一。（以下人名を略す。諸王の昇叙二人（二階昇叙）、諸臣の昇叙三三人（三階昇叙一人・二階昇叙一人

・一階昇叙三人、諸臣の六位以下からの叙爵一人。統紀の通例として前回の慶雲四年の場合もそうであったが、六位以下の叙位は記されない。

靈龜元年(七一五)四月丙子(二十五日)条にもある。

詔叙_レ成選人等位_一。(諸王の昇叙一人(一階昇叙)、諸臣の昇叙二人(一階昇叙)。六位以下の叙位はない)。

文に「成選人等二位ヲ叙ス」「文武百寮ノ成選人者二位ヲ叙ス」「成選人等二位ヲ叙ス」とあるように、これは官職に一定年度勤務した官人に対して与えられる叙位すなわち成選叙位についての記事である。ところがそういう意味での成選叙位は六位以下の官人を対象とするというのが大宝令の規定のうえでたてまえであったのに、上記の三例では五位以上の者も含まれている。そしておもしろいことに、この三例を最後として、統紀の文章上の表面からはこうした例はなくなってしまうということである。それはおそらく以下のような理由によると推察される。成選叙位は六位以下での官人の考叙法を定めたものであるという大宝令での意識が定着すると、これに基づき五位以上の叙位者が少くなるとともに、成選叙位の行事そのものが毎年行われる儀として恒例行事化してしまう。続日本紀の編纂者は、元来こうした事例、すなわち六位以下の人物を記事とすることも、恒例行事を記事とすることも、ともに採用しなかった。人名は特殊な例を除き五位以上に限定し、日常的・恒例の行事なども特殊な事例が記事となっているにすぎない。そしてこの傾向は日本

後紀、続日本後紀、文徳実録にもうけつがれる。成選叙位に関する記事が復活するのは三代実録においてである。但しごく簡単な記事として。

ところで前掲の統紀の成選叙位に関する三記事には、いずれも「詔」字が用いられている。この「詔」がなにを意味するかは、統紀、神龜五年(七二八)三月丁未(十一日)条のつぎの記事によって決定づけられる。

制、選叙之日、宣命_レ以前、諸宰相等、出立_三序前_一、宣竟就_レ座。自_レ今以後、永為_三恒例_一。

「叙位之日」とか「授位之日」とかではなく、「選叙之日」といっているのであるから、これは「選によつて位階を叙する日」すなわち成選叙位の当日のことをいっている。その儀は「序」すなわちマツリゴトドノ朝堂のある朝庭で行われ、それには「宰相」すなわち議政官等が参列し、「宣命」が宣せられるのである。その宣命詔の宣布にあたっては、あらかじめ「序」の座に就いていた宰相等は座を立て「序」の前に列立してこれを聞き、宣布が竟つたのちに再び座に就いて選叙に関する実務を行え、というのがこの制のいうところである。したがって宣命詔の実例を知ろうとするためには、つぎにあげる三代実録の実例まで下らなければならないが、成選叙位の日に行われる宣命詔は八世紀から行われていたのである。字句まで一致するかどうかについては勿論検討の余地があるが、貞観元年(八五九)四月十五日庚子条に つぎのような記事が残されている。

宣命体の文章は例によって通例の訓読文で記す。

公卿於_二太政官曹司_一、賜_二成選位_一記。

宣制云。勅旨_らま_と宣_りたま_ふ大命_を、衆聞_き食_へと宣_る。

天安二年に選_せな_れる_人等_に、其_の仕_へ奉_れる_状の隨_に、冠_{かん}位_を上げ賜_{たま}ひ_治め賜_{たま}は_くと宣_りたま_ふ大命_を、衆聞_き食_へと宣_る。

(ロ)の事例

本稿で(ロ)としたのは、天皇にとつてはかなり重要な命令であつたと思われるにもかかわらず、続日本紀の編纂者が何等かの理由でこれを除外し、続紀に記事として採用しなかつたものを、その例とみている。同じような例は他にも存するかも知れないが、金子宣命講が「逸文」としてかかげる天平勝宝九歳三月廿五日の宣命詔草がその最大のものであるので、前後の状況とともに詔草の本文を記しておくかざるをえないであろう。

この宣命詔草は、正倉院文書、正集四十四に収められたもので『大日本古文書』編年、四一二五頁)、楮紙一紙に書かれ、裏は空白である。はじめに原文のままを記しておく。

天皇我大命良末等宣布大命乎衆聞食倍止宣此乃天平勝宝九歳三月廿日天乃賜倍留大奈留瑞乎頂尔受賜波理貴美恐美親王等王等臣等百官人等天下公民等皆尔受所賜費刀夫倍支物尔雖在今間供奉政乃趣異志麻尔在尔他支事交倍波恐美供奉政畢后尔趣波宣牟加久太尔母宣賜祢波汝等伊布加志美意保々志念牟加止奈母所念止宣大命乎諸聞食宣

続日本紀宣命詔・三題について(早川)

三月廿五日中午務卿宣命

文末に「(天平勝宝九歳)三月廿五日中午務卿宣命」とあるのだから、その場所が朝廷内すなわち大極殿とその前庭であつたか、「内」すなわち内裏内であつたかはともかくとして、臣下を集め、中務卿(このときはおそらく藤原永手)を宣命使として宣布させた、孝謙女帝の宣命詔の草であることは間違いない。しかも内容からみると、この宣命詔はいささか異例なかたちで宣せられたものであつたらしい。すなわち、公式令1詔書条に記されていることによれば、宣命詔の草案は天皇の内意をうけた内記がこれを書き、それを中務省の卿以下の上級官人が確認したうえで太政官に送り、種々の手続きを経たうえで施行することとなっている。ところがこの宣命詔を読んでもみると、そうした公式令条文での行事とは無関係に、列立する臣下たちの面前で女帝孝謙が中務卿永手に命令し、その場で宣命使永手が作成し読みあげた宣命詔を、かたわらにいた何者かが耳で聴き書き留めたものではないか、と思われてならないのである。続日本紀の編纂者がこの宣命詔を記事として採用しなかつた理由の一つには、このような、造東大寺司にはたまたま記事として伝えられ残されたが、中央の太政官もしくは中務省には公文として残されていなかった、という事情があつたのではなからうか。

そこでこの宣命詔は、以後番外宣命詔と称し、その成るにいたつた前後の事情を簡単にふりかえてみることにする。

神龜元年(七二四)二月甲午(四日)に皇太子から天皇に即位し

た聖武は、神亀四年(七二七)閏九月に中宮藤原夫人光明子に皇子が誕生すると、この新皇子をただちに皇太子に立てる。ところが翌五年(七二八)九月、この皇太子は早世してしまふ。そしてこれを機として、誰を以て皇太子とするかをめぐり、天皇聖武と皇后光明子、それにつながる藤原氏、そして藤原氏と立場を異にする畿内豪族諸氏および天武系の親王・諸王等々の加わった凄惨な宮内抗争がくりかえされるのである。

新皇太子が死没した神亀五年(七二八年)に、実は聖武のもう一人の夫人県犬養広刀自が皇子安積親王を生んでいる。これによって聖武の子女は、この時期、

阿倍内親王 母は藤原光明子(諱、安宿媛)。養老二年(七一八)生。天平十年(七三八)正月皇太子となる。のち

孝謙天皇となり、重祚して称徳天皇となる。

井上内親王 母は県犬養広刀自。養老元年(七二七)ころの生か。

安積親王 母は県犬養広刀自。神亀五年(七二八)生。

不破内親王 母は県犬養広刀自。天平初年(天平元年は七二二九)ころの生か。

であったことが知られるが、安積親王はついに皇太子になることなく、天平十六年(七四四)正月に死去している。そしてこの間に皇太子に立てられたのが阿倍内親王であった。天平十年(七三八)正月壬午(十三日)条統紀に「立阿倍内親王_一為皇太子_二」とあ

るのがそれで、阿倍内親王はこのとき二十一歳であった。しかしながらこの決定に異をとなえる者が多く、決定そのものを認めようとしない臣下らがいたことは、天平勝宝九歳(七五七)七月の橘奈良麻呂の乱の記事から知ることができる。該当部分のみを摘出すれば、つぎのように書かれている。

橘奈良麻呂の一味の人間と認定された陸奥守佐伯全成も出頭を命ぜられ、つぎのように回答した。「去る天平十七年(七四五)に先帝陛下(聖武)は難波に行幸されたが、寝膳(体調)が宜しきに乖そむいておられた(不調でいらつしやつた)。そのとき奈良麻呂が全成(自分)に謂うには、「陛下、枕席安からず。殆んど大漸だいぜんに至らんとす。然も猶ほ皇嗣こうしを立つることなし。恐らくは変有らんか」と(以下略)。

「皇嗣」すなわち皇太子は、公式には天平十年にすでに阿倍内親王と定めたはずであるのに、奈良麻呂らにとってはそれは無実のものであって、だからこそ政変のもととなる凶事なのである。もともと阿倍内親王を以て皇太子とするという一件は、聖武よりもむしろ皇后藤原光明子が案出したものであつたらしい。天平宝字六年(七六二)六月庚戌(三日)条に五位已上を朝堂に喚めひ集めて宣せられた高野天皇(称徳天皇)の宣命詔(第二十七詔)に、つぎのように記されている。

太上天皇(称徳)の御命おほみこと以ちて卿等諸まつあたらちもろに語らへと宣りたまはく、朕が御相太皇后(藤原光明子)の御命おほみこと以ちて朕わがに告り

たまひしに、岡宮に御宇しし天皇の日継は、かくて絶えなむとす。女子の継には在れども嗣がしめむ、と宣りたまひて、此の政行ひ給ひき。(以下略)

天武天皇——草壁皇子(Ⅱ岡宮御宇天皇)——文武天皇——聖武天皇と続いた男系の日継は、ここに絶えてしまう。汝は女子ではあるけれども、この日継を嗣がせよう、と太皇後はおっしゃったので、自分はこの政を行うことにしたのであった、という。但し高野天皇が五位已上の前でこのような宣言したのは太皇太后光明子の死後のことであるから、生前から光明子がこのような意見を阿倍内親王に伝えていたかどうかはわからない。

天皇聖武は天平感宝元年(七四九)七月甲午(二日)に退位して皇位を皇太子阿倍内親王に譲る。皇太子は同日即位して孝謙天皇となり、元号を天平勝宝元年と改める。新天皇の背後には、母皇太后藤原光明子とともに、新官職紫微中台の長官となった紫微令藤原仲麻呂などがいた。

新天皇の孝謙も、前天皇すなわち太上天皇の聖武も、しばらくのあいだつぎの皇太子を定めることをしなかった。新皇太子が定まったのは、天平勝宝八歳(七五六)五月乙卯(二日)の日に太上天皇聖武が寝殿に崩じたときの「遺詔」以中務卿從六位上道祖王^一、為皇太子^二という「遺詔」においてであった。しかもこの「遺詔」には、天武天皇の孫で、新田部親王の男である道祖王を皇太子とするという単純な内容の事柄のみでなく、すでに知られているよ

続日本紀宣命詔・三題について(早川)

うにいざさか複雑な内容の記述も含まれていて、それが番外宣命詔を生み出す大きな原因であったのである。第一に、天平勝宝九歳(七五七)三月丁丑(二十九日)条によると、「皇太子道祖王、身居^一諒闇^二、志在^三淫縱^四。雖^レ加^三教勅^二、曾^レ无^三改悔^二。於是、勅召^三群臣^一、以示^三先帝遺詔^二、因問^三廢不之事^二」とあって、先帝の遺詔のなかには道祖王を皇太子と認定してよろしいか否か、その廢不を問う条項が含まれていたとみられる。第二に、のちに元正・聖武などの遺詔を引用することで知られることになる神護景雲三年(七六九)十月乙未条の称徳の宣命詔(第四十五詔)には、聖武が自分(高野天皇)に命じたことばとして、つぎのようなものがあつたと記している。「復勅りたまひしく、此の帝の位と云ふ物は、天の授け給はぬ人に授けては保つことも得ず、亦^レ変^レへりて身も滅びぬる物そ。朕が立てて在る人と云ふとも、汝が心に能からずと知り、目に見てむ人をば、改めて立ててむ事は、心にまかせよ、と命りたまひき」。はじめにでてくる「天」は、この時期の天皇がよくつかうかたちばかりの天、中国かぶれの天、すなわち天命思想の天、天帝である。ミカドのクラヤというものは、天帝がお授けになるものであって、それ以外の人間に授けては保つこともできず、かえって身をほろぼしてしまうものである。だから朕(Ⅱ自分・聖武)が立てた人物であっても、汝(オマエサン)の心によくない人物とうつり、目にもでもない人物でないならば、改めて別人を立てることは自由にせよ。「先帝の遺詔」にはこうしたことが含まれていたのではな

いか。第三に、同じようなことは天平宝字八年(七六四)十月壬申条の宣命詔(高野天皇が淳仁天皇を淡路国に追放する詔、第二十九詔)にもみえる。「かけまくもかしこき朕が天の先帝の御命以ちて朕に勅りたまひしく、天下は朕が子に授け給ふ。事をし云はば、王を奴と成すとも奴を王と云ふとも、汝の為むまにまに。仮令後に帝と立ちて在る人い、立ちの後に汝のために无礼くして従はななく在らむ人をば、帝の位に置くこと不得」。父の先帝が天下を自分に授けるにあたって特におっしゃったのは、つぎのようなことであつた。王を奴とするのも、奴を王とするのも、イマシの自由である。たとえ自分が立てたミカドであつても、その者がのちにイマシのために無礼で服従しないような者であるならば、ミカドのクライに置いておく必要はない。聖武はそういつたというのだが、ただ高野天皇は正直に「かく在る御命を朕れまた一二の堅子等を侍りて聞きたまへて在り」といつているから、聖武の発したことばがどこまで正確かを知ることが、いささか難しい。

天皇天武の孫で、新田部親王の男である道祖王を皇太子とすると、いう太上天皇聖武の遺詔は、このような傍点・濁点をつけたまま宮廷内にひろまつていつた。

道祖王を皇太子とすることにまず反対したのは、ほかでもなく孝謙女帝であつた。上掲の第一「皇太子道祖王、身居諒闇、志在淫縱」。雖レ加二教勅一、曾无二改悔一。於レ是、勅召二群臣一、以示二先帝遺詔一、因問二廢不之事一」という勅は、孝謙女帝が出したもの

であつた。そして女帝の案の背後には皇太后藤原光明子と大納言紫微令藤原仲麻呂が存在していた。番外宣命詔が生み出されたのは、このときである。

天平勝宝九歳(七五七)三月戊辰(二十日)の日に、天皇の寢殿の承塵(「じようぢん、ちりを防ぐために張つたもの」)の裏に「天下大平」の四字の名が自然にあらわれた。これはいわゆる祥瑞である。庚午(二十二日)の日、勅して親王と群臣を召し、瑞の字を見させた。このような一連の経過を計算して出されたのが三月二十五日の宣命詔である。さきには原文で記したので、ここでは口語文で示しておく。

天皇が大命であるとしてお宣りになる大命を、みなのものよ、よく聞きなさい、と宣る。この天平勝宝九歳三月廿日に、天帝が賜わりくださった大きな瑞を頭上に受け賜わつて、貴くい恐く思ひ、自分だけでなく、親王等、王等、臣等、百官人等、天下公民等も皆に受け所賜る貴とぶべき物に在ると雖ども、今の間に供奉つてゐる政の趣が異しまで在るのに、他しき事(「ほかのこと」)を交えるのは恐く思ひ、供奉る政が畢つて後に、趣は宣ることにしよう。このようにでも宣り賜わつておかないと、(大瑞が出現したのに朕が何もしないでいると)、汝たちはいぶかしみ、不安に念うのではないかとさえ所念す、と宣りたまわれる大命を、みんなよく聞け、と宣る。

三月廿五日中務卿宣命

このうちの「今間供奉政乃趣異志麻尔在尔」が皇太子の更迭問題であることは、いうまでもない。こうして四月辛巳（四日）、天皇は「召群臣」、問曰、當下立誰王「以為中皇嗣」という形式的な会議をひらいたうえで、天武天皇の孫で舍人親王の子である大炊王を皇太子とすることを決定する。大炊王の背後にあったのは光明皇太后とその信任の厚い藤原仲麻呂であった。そしてこの直後の六月から七月にかけて、橘奈良麻呂の乱が発生した。前皇太子道祖王は名を麻度比と改められて、杖下で殺された。

二 「前の聖武天皇の皇太子と定め賜」ふ淳仁

このようにして淳仁（大炊王、本来は廢帝と称すべき人物だが、便宜淳仁と称しておく）は天平宝字二年（七五八）八月庚子朔に大極殿に於て天皇位に即き、即位宣命詔（第二十四詔）を宣布する。そして天平宝字四年（七六〇）六月に皇太后藤原光明子が没するまでは孝謙太上天皇との関係もほぼ安泰であったが、やがて道鏡法師の出現により、高野天皇と道鏡法師と、淳仁と藤原仲麻呂との関係が険悪なものとなり、ついには天平宝字八年（七六四）九月仲麻呂の反乱、殺害、そして十月淳仁の淡路国への追放という結果に終つてしまふ。

その、皇太后藤原光明子がまだ健在で、淳仁と孝謙太上天皇が語りあえた天平宝字三年（七五九）六月庚戌（十六日）に、「帝」す

続日本紀宣命詔・三題について（早川）

なわち淳仁は、内安殿（内裏内の殿舎か）に出御して、諸司の主典已上を喚び、つぎのような詔を發した。すなわち宣命詔を宣布した（第二十五詔）。いささか長文であるが、はじめに訓読文を記し、続いて多少の注釈を加えておく。

(1-1)

現神と大八洲知らしめす倭根子天皇が詔旨らまと宣りたまふ詔を、親王・王・臣・百官人等、天下公民、衆聞き食へ

(1-2)

と宣る。比来太皇太后の御命以ちて朕に語らひ宣りたまはく、

(2)

「太政の始は、人の心未だ定まらず在りしかば、吾が子して

皇太子と定めて、先づ君の位に昇げ奉り畢へて、諸の意静

まり了てなむ後に、傍の上をば宣りたまはむとしてなも抑へて

在りつる。然るに今は君と坐して、御宇す事、日月重なり

ぬ。是を以ちて先考を迫ひて皇とし、親母を大夫人とし、兄・

弟・姉・妹を親王とせよ」と仰せ給ふ貴き御命を頂に受け給

はり、歎び、貴み、懼ち、恐まりて、掛けまくも畏き我が皇

聖の太上天皇の御所に奏し給へば、「奏せ」と教へたまひ宣

りたまはく、「朕れ一人を昇げ賜ひ、治め賜へる厚き恩をも、

朕が世には酬い尽し奉る事、難し。生みの子の八十つぎにし仕へ奉り、報ゆべく在るらしと、夜昼恐まり侍るを、いや益す益すに朕が私の父母はらからに至るまでに、在るべき状の任にと上げ賜ひ、治め賜ふ事、甚恐し。受け賜はる事、不得」と(4-13)

「奏せ」と宣りたまふ。朕れもまた念はく、前の聖武天皇の皇太子と定め賜ひて、天日嗣高御座の坐に昇げ賜ふ物を、いかにか恐く私の父母兄弟に及ぶ事得む。甚恐し。進みも知らに、退きも知らにと、いなび奏せり。然れどもたび重ねて宣りたまはく、「吾がかく申さず成りなば、敢へて申す人は在らじ。凡そ人の子の禍を去り、福を蒙らまく欲する事は、親の為にとなり。此の大き福を取り惚べ持ちて、親王に送り奉れ」と教へたまひ宣りたまふ御命を受け給はりてなも、かく為る。故、是を以ちて、自今以後、舍人親王を追ひて皇とし崇道尺敬皇帝と宣稱し、当麻夫人を大夫人と稱し、兄弟姉妹悉く親王と稱せ、と宣りたまふ天皇が御命を、衆聞き食へと宣る。

辞別きて宣りたまはく(以下、辞別は略する)

要するに淳仁の父舍人親王に崇道尺敬皇帝の称号を追尊し、母当麻夫人に大夫人の称号を、兄弟姉妹に親王の称号を与えるという内容の宣命詔なのだが、文が長いだけでなく、太皇太后藤原光明子、太上天皇孝謙、天皇淳仁の三人の発言が入り組んで登場し、いささか読みにくいところもある。訓読文につけた番号順に、整理しておく。

(1-1) 淳仁の、臣下に対する宣命詔宣布の宣言。

(1-2) ちかごろ淳仁は、光明子からしきりにつぎのような命令を受けていることについて。

(2) 淳仁に対する光明子の命令の内容。マツリゴトのはじめは、人の心も定まらなかつたので、あなたを皇太子に定め、そのうえで君の位にあげたてまつり、いまでは天下御宇のことも定まっているのだから、お父上をスメラとし、お母上を大夫人とし、兄、弟、姉、妹を親王とするよう、とりはからいなさい。

といった。光明子が淳仁を「吾が子」と称するのは、天皇家の女性尊長としての皇祖母(スメミオヤ)の立場からのもの。神亀元年(七二四)二月甲午(四日)詔(聖武即位詔、第五詔)で元明が孫の聖武を「我子」といい、元正が甥の聖武を「吾が子」というのと同じ。

(3) このような仰せをうけた淳仁の心中。この貴い仰せを受け

てかしこまり、自分（淳仁）は、どのようにご返事したらよいかを孝謙の御所に奏上した。

(4-1) 孝謙はそれを聞いて、淳仁に、太皇太后にはつぎのよう「奏せ」(申しあげる)

と命令した。「教へたまひ宣りたまふ」の「教」は、命令の意。

(4-2) 孝謙が指示した、淳仁が光明子に対して申しあげるべき回答の内容。したがってここでの「朕」は淳仁を意味する。

朕（自分）一人を昇進させ、上級の地位を与えてくださるだけでなく、一生の間におむくいつくすことは困難でありましよう。生まれた子がつぎつぎに八十とそちにいたるまでおつかえしておむくいしなければなりません。それなのに父、母、はらからにいたるまで尋常のかたちで上昇させてくださることは、恐れおおくてどうていお受けするわけにはまいりません。

(4-3) 孝謙は淳仁に対しこのように光明子に

「奏せ」

と命じた。

(5) 淳仁の思案

淳仁自身もまた念った。前の聖武天皇の皇太子と定められ、天日嗣高御座の座に昇げられたのであるから、どうして恐れおおくも私の父、母、兄、弟にまでそれを及ぼすことができようか。進むことも知らず、退くことも知らず、辞退申しあげることにした。

(6-1) しかしながら光明子はたび重ねておっしやった

(6-2) 光明子の再言。

自分がこのように申さなかったならば、あえて申す人がいるだろうか。凡そ人の子がわざわいを去り福をこうむろうと欲するのは、親のためである。その大きな福を取り惣すべ持つて、今は亡き親王にお送りしてほしい。

(7) 淳仁の宣言

このような光明子のご命令、御命おほきを受けたまわって、つぎのよう決定する。

自今以後、舍人親王を追おいて皇すかとし崇道尽敬皇帝と宣称まし、当麻夫人を大夫人と称し、兄弟姉妹悉くを親王と称することにする。

天皇の淳仁が、太皇太后光明子のいうことに左顧し、太上天皇孝謙のいうことに右眊して、みずからの意志を貫くことができず、結局光明子の意向を得てめでたしめでたしに終るという内容は、この時期の政治史を知るためには無視できない内容をもっている。しかもこれに続いて記された「辞別」によると、淳仁に父とたたえられた大保藤原仲麻呂と婆々とたたえられた藤原伊良豆売の両人が父・母の称号を辞退し、その代りに仲麻呂一族の昇進がはかられている。とすれば光明子の主張の背後には仲麻呂がいたのであって、淳仁のそれに対する傀儡ぶりをも知ることができることになろう。ところでこの宣命詔には、もう一つ注目しておかなければならな

いことがある。それは(5)で淳仁自身が、

朕もまた念はく、前の聖武天皇の皇太子と定め賜ひて、天日嗣高御座の坐に昇げ賜ふ物を、……………

と、述べ、書いていることである。

のちに淳仁天皇となる大炊王を皇太子と定めたのは前の聖武天皇である、などということは、わたくしは他に所見を全く知らない。わたくしだけでなく、日常読日本紀を読み、研究しておられるかたがたも、ほとんど全員が承知しておられないのではないか。その証拠に、管見のかぎりでは以下のような結果をえたとすぎなかった。

(イ)宣長詔詞解

前ノ聖武天皇乃云々、前ノとは、故といふと同じく、既に崩坐せりし故にいふか、はた太上天皇に対へて歎、さて神武天皇よりはじめ奉りて、御世々の漢様の御諡は皆、桓武天皇の御時に、追て著奉り給へるを、此聖武天皇と申す御名のみは、去年字天字平字聖八月に、勝宝感神聖武皇帝と奉り給へり、是レ漢さまの御諡の始々也、(中略)さてこの文の意は、孝謙天皇は姫尊に坐すが故に、此廢帝を以て、聖武天皇の皇太子として、立テ給へりしよし也、さるは聖武天皇は、はやく崩坐て後の事なれば、聖武天皇の立テ給へりといふにはあらず、読ミまがふることなけれ、さてかく分て御名を挙て詔給ふは、聖武天皇の御子として、立テ給へる朕なれば、伊何爾加云々也。

いささか文章が長くなつたが、さすがに宣長はいろいろなことをいつている。要点を示せばつぎのようなことになろうか。(a)「前」というのは「故」と同じくすでに死亡した故人に対してなのか、太上天皇に対してなのかの、いずれかである。(b)聖武天皇の称号は漢風諡号のはじめである。(c)廢帝を聖武天皇の皇太子と称したのは孝謙女帝がヒメミコト(姫尊)であつたためであつて、決して崩坐した後の聖武天皇が立てたわけではない。その点を読み誤つてはならない。(d)淳仁がこのように「分て御名を挙て」聖武天皇の御子として立てたまわつた朕である、と称したのには、「イカニカ」の理由があつたにちがいない。わたくしが最大の関心をいだくのは、(d)の「伊何爾加云々也」で宣長はなにを考へていたか、であるが、のちにまた考へてみることにしたい。

(ロ)金子宣命講

前の聖武天皇の皇太子と定め賜ひて 聖武天皇は皇女阿倍内親王(孝謙天皇)を皇太子とせられたので、大炊王(淳仁天皇)を皇太子とせられたのではないが、光明皇太后が大炊王を孝謙天皇の皇太子とせられるについては、天皇が女帝であらせられたから、聖武天皇の皇太子という形にせられたものであらう。なほ「前の」とあるのは崩御後だからであらう。孝謙が女帝なので死没後の男帝聖武の「名」をとつたという点では、(イ)宣長詔詞解の(c)と同じである。

(ハ)林氏完訳本

(全く言及していない)

(二)東洋文庫本

(全く言及していない)

(注)新古典文学大系本 第三分冊三二七頁脚注二につきのように記す。

自分は聖武天皇の皇太子と定められ、皇位についたのであるものを。詔詞解には、「この文の意は、孝謙天皇は姫尊に坐すが故に、此廢帝を以て、聖武天皇の皇太子として、立テ給へりしよし也」とある。

宣長の(c)と同じである。

このように従来の注釈書の多くは、淳仁が第二十五詔で、「朕」は「前の聖武天皇の皇太子と定め賜ひて、天日嗣高御座の坐に昇げ賜ふ」と述べたことを、ほぼ宣長の学説にしたがって記述しているとみてよい。ならば歴史学の立場からは、この問題についてどのような意見が出されているのであろうか。歴史学の研究者の書かれた著書、研究書を探ってみる。ところが不思議なことにとすべきか、意外なことにとすべきか、この問題について書かれた論文、著書は、ほとんど存しないのである。その書名からみてこれならば確実に論及されているはずだと願う望んだ荒木敏夫著『日本古代の皇太子』(一九八五年、吉川弘文館)にも、一言の言及もない。論文、著書の存しないことがわたくしの不勉強・怠慢に由来するものであるならば、恥をしのんで読者にご教示を仰ぐことにしたいと思うが、

続日本紀宣命詔・三題について(早川)

わたくしの知りえた唯一のものが瀧浪貞子著『日本古代宮廷社会の研究』(一九九一年、思文閣出版)の「I 皇位と皇統」に収められた「第三章 孝謙女帝の皇統意識」であった。以下、これらについて私見を交えつつ考えてみたい。

そこでも、宣長の見解およびそれに連なる意見をもう一度みることからはじめることにはしたい。

宣長の見解についての概略は、すでに記したが、この問題に関してはまことに明快である。(1)「前」とは死亡した故人のことをいうが、ここでいう「前の聖武天皇」が、故人としての聖武天皇をいうのか、はた、今は亡き(聖武)太上天皇にこたえるため、ということをいうのであるかは、一概には決められない。(2)ここで廢帝を聖武天皇の皇太子として立てたと称したのは、孝謙天皇が姫尊であったからであって、聖武天皇はすでに崩御して亡き人となっているのであるから、聖武天皇自身が立てたということはありえない。この点を読み間違つてはならない。(3)このように宣命詔の場所ごとに区別して御名を挙げて詔を給わったのは、聖武天皇の御子として皇太子に立て給わったとされる朕すなわち淳仁なのであろうから、イカニカイカニカ云々云々。

実をいうとわたくしは、宣長が記した『続紀歴朝詔詞解』の解釈について、近年特に批判的な立場に立つのを例としてきた。そのため座右で常に利用する新訂増補国史大系続日本紀(前篇・後篇)の引く宣命詔は詔詞解からの採用数が多いものであるため、句点、よ

みかた、解釈などにいたるまで、朱・墨さまざまな注記にあふれている。ところがこの第二十五詔のこの部分については、あまり注記を加えていない。「前の聖武天皇の皇太子と定め賜ひ」が生前の聖武の行為をいうものではない。その点を間違つてはならない。これは宣長のいう通りである。ではそんなことをいいたしたのはだれか。宣長は「朕」(≡淳仁)だという。はたしてそうか。なぜいいたのか。宣長は「孝謙天皇は姫尊に坐すが故に」と答える。そうみてよいのか。そしてその結果はどうなったのか。「イカニカイカニカ」さすがの宣長も途方に暮れる。何とも面白いはなしではないか。だがしかし、面白がつているわけにはいかない。宣長がいうことの弱点をも見極めておかなければならない。

朕≡淳仁≡大炊王は「前の聖武天皇の皇太子と定め賜」つたものという記述・表現は、だれかが工作し、作りだしたものであるということは、何度もう通り、宣長が指摘する通りである。しかしこれを工作し作りだした者が一人もしくは特定の個人であったとはかぎらないのではないか。この表現はたしかに、宣命詔の文章のなかでは「朕」≡淳仁の文章のなかにあらわれる。しかし宣命詔全体の構成からみるならば、まずは孝謙太上天皇も承知のうえで書かれた文章である。「朕」の「奏」を受けた太皇太后光明子も承知している。ということはその背後にいた大保藤原仲麻呂も承知している。さらにいえば、宣命詔として諸司の典典已上に宣布するという形式をとって諸臣に伝達されているからには、この「つくりごと」はそ

れほど特異な存在ではなく、一般官人にも流布されていたものなのではなからうか。

つぎに問題となるのは「孝謙天皇は姫尊に坐すが故に、此廢帝を以て、聖武天皇の皇太子として、立テ給へりしよし也」である。これは、紀を排して記を求め、漢に満ちた統紀のなかにわずかに残る詔詞を解こうとした宣長の、自己否定ではないか。天平十年(七三八)に皇太子となった阿倍内親王の存在を認めようとしなかった橘奈良麻呂一派(前出、一九〇頁)と同じ理解といわなければならない。つぎに瀧浪氏のユニークな見解について考えてみる。氏は「孝謙女帝の皇統意識」という章の構成要素としてこの問題を論じているが、そのはじめに、皇位継承論の一環として孝謙天皇論を論ずる重要性の一つとして、つぎの事例を紹介している。

孝謙は聖武天皇の皇太子として即位したにもかかわらず、次の淳仁天皇もまた聖武の皇太子となっている事実である。廢太子や死去といった場合ならともかく、一人の天皇に二人の皇太子が用意されたというのははなはだ奇異であり、孝謙の立場を考える上で看過できないものがあるように思われる。寡聞にしてこの事実のもつ意味について論じた研究を知らないが、わたくしが孝謙を取り上げるに至った直接のきっかけがここにある。

(傍点早川、以下同じ)

こう述べたうえで、氏は、「ところで聖武の皇太子は、詳しくいえば三人いた」として、さらにつぎのように記す。

第一の皇太子は、夭逝した基王である。光明子との間に生まれたこの皇子は神龜四年（七二七）十一月、立太子されたが、周知のように翌年九月に没した。奈良朝後半における政治的混乱はすべてここから始まるといつてよいが、光明子の立后など、これに関わる問題についてはすでに取上げたので（一章「光明子の立后とその破綻」、ここでは省略にゆだねたい。

第二の皇太子が阿倍内親王で、天平十年（七三八）正月に立太子、天平勝宝元年（七四九）七月に即位した。孝謙女帝その人である。

第三の皇太子が大炊王こと淳仁天皇である。

ところがこの大炊王の立太子（天平宝字元年四月）は、まことに不自然なものであった。というのは孝謙天皇の在位中のことであり、しかも当の聖武上皇はすでに没していたからである。大炊王の立太子の意図やそれがもたらした波紋を確かめる必要がある。

として、天平宝字三年六月庚戌（十六日）宣命詔の第二十五詔の「朕又念^久前聖武天皇乃皇太子定賜^{比氏}」をにかけている。

このようにみえてくると、わたくしのような早とちりの人間は、ことによると瀧浪氏は聖武自身が生前に大炊王の皇太子任命を命じたと考えておられるのではないかと思いかねないが、同王の立太子が聖武の没後であることは、きちんと指摘しておられる。それではなぜ、宣長の見解とも、わたくしの理解、そしてまたおそらくは一般

的理解——たとえば聖武が指定した皇太子といえは遺詔による道祖王がいるはずなのにこの王は全く無視されている——とは異なる案を示されたのであろうか。わたくしの知りえたかぎりを紹介すれば、以下のようなだろうか。

孝謙が讓位し、淳仁が即位したころには、草壁を「皇統」の最高位とする意識が存在した、と瀧浪氏は考える。天平宝字二年（七五八）八月淳仁の即位後「日並知皇子命」を「自今以後、宜^レ奉^レ称^二岡宮御宇天皇^一」とする勅を発したこと、生前の皇太后藤原光明子が孝謙に対し「岡宮に御宇しし天皇の日継は、かくて絶えなむとす。女子の継には在れども嗣がしめむ」と命じたこと（既出、天平宝字六年六月第二十七詔、一九〇頁）などがそれを示している。草壁の「皇統」といえば、それは^{天武}持統——草壁——文武——聖武——孝謙の「皇統」であるから、要するにそれは天武系でもあり、聖武系でもある。讓位した孝謙は、女子ではあるがいうまでもなく聖武の嫡子であり、したがって草壁の「皇統」であった。だがそれにもかかわらず女子であること自体が皇位継受のうえで決定的なマイナス要因となっていた。いわゆる天智の定めた「不改常典」がそれで、それによれば嫡子（男子）であることが要求されていたという。一方、大炊王を皇太子に立てることを要求する藤原仲麻呂にとっては、皇太子すなわち皇位継承者とするだけでは不充分であって、これを聖武の正統な継承者、すなわち聖武の「皇統」、瀧浪氏いうところの草壁の「皇統」の地位に位置づけなければならなかった。かくして生み

だされたのが擬制的な、大炊王は「聖武の嫡子」すなわち「聖武の皇太子」という仕立てあげであった。

このように瀧浪氏は結局、孝謙と、淳仁⇨藤原仲麻呂との間の、政治的事件として事を処理しようとした。従来だれもが一顧だにしなかった記事についての新説であったから、わたくしも興味深く拝読させていただいたが、しかしいろいろの疑問をいだいたことも事実である。たとえば聖武が認定した皇太子はなぜ瀧浪氏がいいう三人なのか。「聖武天皇」を引出すためになぜ「岡宮天皇⇨草壁」皇統が必要なのか。天智が不改常典と定めた「法」については——手前勝手ながら——どの程度研究しておられるのか、などなど。なぜかというと実はわたくしは、瀧浪氏とは全く異なつた観点からこの第二十五詔の「朕れもまた念はく、前の聖武天皇の皇太子と定め賜ひて」の文言を読んでしまっているからである。

本論に入るまえに、一、二の蛇足を加えておく。

①聖武が定めた皇太子とそのときの天皇および事実上の背後の人物

- (イ)神龜四年(七二二) 閏九月丁卯(二十九日) 誕生の皇子。十一月己亥(二日) 詔により皇太子となる。神龜五年九月丙午(十三日) 没。このとき天皇は聖武。

- (ロ)天平十年(七三八) 正月壬午(十三日) 阿倍内親王を皇太子とする。阿倍内親王は天平勝宝元年(七四九) 八月甲午(二日) に即位して孝謙となる。立太子のときの天皇は聖武。背後に光明子がいた可能性が大きい。

- (ハ)天平勝宝八歳(七五六) 五月乙卯(二日)、道祖王を皇太子とする。聖武の遺詔による。現天皇は孝謙。但しこの遺詔に附記された諸事項をたてにとつた孝謙によって、道祖王の立太子は否定され、大納言藤原仲麻呂の居所田村第に住していた大炊王が迎えられて皇太子に立てられる(天平宝字元年(七五七) 四月辛巳(四日))。

- (ニ)天平宝字元年(七五七) 四月辛巳(四日)の勅により、大炊王を立てて皇太子とする。孝謙は天平宝字二年(七五八) 八月庚子朔に讓位し、同日皇太子は即位して淳仁となる。現天皇は孝謙、背後にある者は光明子と藤原仲麻呂。そしてそのあとで天平宝字三年(七五九) 六月庚戌(十六日)の宣命詔(第二十五詔)で「朕れもまた念はく、前の聖武天皇の皇太子と定め賜ひて」があらわれる。現天皇は淳仁、太上天皇は孝謙、そのほかに太皇太后光明子、大保藤原仲麻呂などがいた。

こうしてみると聖武の意志が直接にかかわらなかつたのは(ニ)のみであるのに、その(ニ)に「前の聖武天皇の皇太子」の名称があらわれる。

②淳仁が「前の聖武天皇の皇太子と定め賜」わつたという語は、太上天皇孝謙の教命を受けて、太皇太后光明子に舍人親王を追皇するなどの一件を辞退する奏上をした、という段落においてあらわれたが、すでに述べたように、このような表現は、だれが書いたものであつたにせよ、すでにだれもが知っていた表現である。みず

から発した淳仁はもちろん、教命を令した孝謙も知っていたし、奏上を受けた光明子も承知していた。あえていえば宣命詔を奉った諸司の主典以上の全員も承知していた。この語は決して秘密の語ではなかったのである。

③そして最後に、「聖武天皇の皇太子」という語の特異性である。しかも「聖武天皇の皇太子と定め賜ひて」という。皇太子についてのこのような言いかたが、古今を通じて、東西を通じて、存在したであろうか。

古代の皇太子については、その成立や地位、立太子や廢太子の条件などについて各種の議論がなげかけられているが、その定義に関しては大宝令以後皇嗣の冊立者すなわち現天皇の皇位を繼承する第一人者（第二人者以下はいない）とみるのが一般的であった。したがって皇太子といえれば特定の一人の人物を意味し、「〇〇天皇の皇太子」などとはいわないのである。

前提はこのくらいにして、いささか唐突ではあるが本論に入ることにしよう。わたくしが第二十五詔のこの部分を読んでまずはじめに感じたことは、これは死せる聖武に対する儀式、儀礼について述べたことばだということであった。そしてつぎに連想したのは、これは平安時代の初期にしばしばあらわれる朝覲行幸につながるのがあることばなのではないかということであった。

第一の、死せる聖武に対する儀式・儀礼と考えたはじめての理由は、宣長の「聖武天皇の立給へりといふにはあらず、読まがふるこ

続日本紀宣命詔・三題について(早川)

となかれ」に接したことにある。死亡してしまった聖武が、自分で、大炊王を皇太子とするといつて立てたわけではない。だれかが、大炊王を、死んだ聖武の皇太子とする、といつて立てたのである。だとすれば、「死んだ聖武の皇太子」とは何か。それはあくまでも精神的なものでなければならぬ。天子としての高邁さ、大王としての偉大さ、聖武が生存中にみせたそうした高きところを受け継ぐ皇太子、あるいは受け継ぐことのできる皇太子、である。そこに瀧浪氏がいわれたような「草壁皇統」が含まれていても一向にさしつかえない。そのような語が含まれていたとしても、それは具体性をもつものではなく、「……の如くに」という比喩性もしくは精神性をもつものであったからである。要するに平たくいえば、「朕もまた念いますには、前の聖武天皇と同じような同天皇を継ぐ皇太子になるように、と望まれて、定めたまわつて」の意となる。これならば居並ぶ諸司の主典已上のだれが聞いても、異とは思わないであろう。そしてそのうえで、再度の光明子の主張を受けて、舍人親王以下の称号決定となるのである。

二番目に連想した朝覲行幸は、実をいうと本件とは全く別のことである。それゆえ書く必要もないことなのだが、なぜ連想したかについてだけ簡単に触れておく。

朝覲とは中国流に言えば、そしてまた日本の近世流に言えば、諸侯が天子に参見することをいう。それを平安初期の日本は、歳首などに、天皇(天子)が宮城を出て(行幸)、前天皇の太上天皇や

皇太后などの居する院を訪れ、これを拝する方式にとりいれて、朝覲行幸と称した。公事根源はその初例を、天皇嵯峨が太上天皇平城を拝した大同四年(八〇九)に求めているが、以後史料としてかなりの数のものが残されている。

八世紀には、現天皇と前天皇の太上天皇は平等であるのを原則としていたし、居所も宮城内にあるのが一般的であったから、現天皇が前天皇をうやまうための行事を特別に設定することなど、ほとんどなかった。九世紀に入り、現天皇が前天皇を拝するというような儀礼がはじまったのには、やはりそれなりの理由がある。一つには中国的儀礼の受容、二つには現天皇は宮城、太上天皇は院という居所の分離、三つには皇位継承における父子相承よりも兄弟相承の多用、などが挙げられる。要するに前天皇⇨太上天皇をうやまうことを旨とする、その代表が朝覲行幸であった。

これを連想したのは、聖武天皇を尊崇する皇太子となつてたたえうやまう関係と、意識のうえでは同じではないか、と空想したにすぎない。

三 神護景雲四年(七七〇)八月癸巳(四日)

称徳の「遺宣」(第四十七詔)

これもまた有名すぎるほどの記事である。

後継者を確定することなく、とかくの物議を残した高野天皇が、

神護景雲四年二月に由義宮に行幸し、四月に帰京後体調を崩し、八月癸巳(四日)ついに西宮寢殿(おそらく平城宮中央の第一次大極殿のあったところと思われる)で死去した。春秋五十三歳であった。尼僧の身であるから肉親はいない。それに代る後継者も定めていない。その間の事情を続日本紀はつぎのように記述している。なお続日本紀のこの日の記事は、(A)天皇の崩、(B)左大臣等による禁中での皇太子の定策、(C)左大臣が受けた天皇の「遺宣」、(D)三関固守使の派遣および作山陵司等の任命の記事などからなる。ここで知ろうとするものももちろん(C)の「遺宣」の記事の内容とその意味であるが、実はこれには書によっていくつかの異文がある。そこでいささか面倒な方法だが、以下のようにしてみたいと思う。

底本として新訂増補国史大系本続日本紀を用いるが、

- (A)と(B)はそのまま9ポで引用する。
 (C)は10ポで引用し、行間に双行で示す原文の文字はタテに8ポで示す。傍訓の多くは本居宣長の詔詞解から引用されたものだが、これも傍訓として7ポで引用する。諸書の異文はそのあとに注記する。
 (D)は省略する。

神護景雲四年八月癸巳

(A)天皇崩于西宮寢殿。春秋五十三。

(B)左大臣従一位藤原朝臣永手、右大臣正二位吉備朝臣眞備、参議兵

部卿従三位藤原朝臣宿奈麻呂、参議民部卿従三位藤原朝臣繩麻呂、参議式部卿従三位石上朝臣宅嗣、近衛大将従三位藤原朝臣藏下麻呂等、定二策禁中一、立レ諱為二皇太子一。

(注)「諱」は天智の孫、施基親王の男で、名は白壁王。即位して光仁。

(C)左大臣従一位藤原朝臣永手、受二遺宣一曰、

イマノリタマハ、コトニハカ、アルニヨリ、オミタチハカリ、シラカベノオホキミ
今詔 久事卒尔 有依 天 諸臣等議 天 白壁王 波
オホキミタチ ナカ ヨハヒ タク マタサキノミカド ミイサヲシ
諸王 乃 中尔 年齒毛 長奈利 又先帝 乃 功 毛
アルガユエ ヒツキノミコ サダメ マラセ マラセ サダメタマ
在故 尔 太子 止 定 天 奏 波 奏 流麻尔麻 定給 布止
ノリタマハ ノル 勅 久止宣

(主要な異説・異文)

◎「長奈利」を、宣長はタクナリと読んでいるが、以後諸説みなコノカミナリと読む。本稿もそれにしたがう。

◎「功」は、宣長がこれを「ミイサヲ」と読んで以来、諸説いずれも「ミイサヲ」もしくは「ミイサヲシ」と読んでいる。しかし、功・勲にイサヲ、イサヲシのヨミはあっても、これに「ミ」をつけるヨミはない筈である。ミイサヲシならば正しく「御功」と書くであろう。宣長が「先帝」すなわち天智にひきづけられたヨミがそのまま今日にいたっているというべきであろう。本稿では単に「イサヲシ」と読む。なおこの

続日本紀宣命詔・三題について(早川)

「先帝」を、天智ではなく、当の高野天皇とする意見も時折みうけるが、それはあたらない。

◎「太子止定天奏波奏流麻尔麻」について。国史大系本がすでに注記しているように、末尾の「麻尔麻」の下には金沢文庫本等には「尔」の字がある。だから金沢文庫本を底本とする新古典文学大系本が「麻仁麻尔」とするのは当然のことである。むしろ問題はその新古典文学大系本が原本を「太子止定テ奏流麻仁麻尔」とし、「奏ノ上、ナシ〔底〕一奏波」と注していることである。これを読解すれば、「奏流の上には底本には文字はない。しかし底本以外の諸本には奏波の文字がある」ということになる。事実これにしたがった訓読文は「太子と定めて、奏せるまにまに」として、国史大系本その他のように「太子と定めて奏せば奏せるまにまに」とはしていない。これはわたくしにとっては難解さわまりない問題であった。わたくしは新日本古典文学大系続日本紀の作成にはじめから参加している一員である。しかも定本の作成にあたっては底本重視をはじめから主張していた者の一人であった。だとすれば、主義主張からいえば「奏せば」の文なしとする原文・訓読文にしたがうのが筋である。だがわたくしはあえて反論せざるをえない。そうでないと思意を通ずるのが困難であると思われるからである。「奏波」||「奏せば」のある例の一つとして、下文の日本紀略の(C)(二〇五頁)を参照さ

りたい。

◎「定給」。諸本すべて「宣給」である。ところが詔詞解は「宣給」と書いて「サダメタマフ」と傍訓し、「宣」字は、定を誤れる也」とする。金子宣命講も「宣」を意改して「定」とし、国史大系本が「定給」としているのも「宣」の意改である。しかし底本のみでなく諸本すべてが「宣」なのであるから、「宣」にしたがうべき必然性がある。そうでなければ左大臣永手が「遺宣」を受けた理由がわからなくなる。

そこでこのようにしてえた(C)についての訓読文を記し、続いてその現代語訳を記すことにする。

〈C〉の訓読文

左大臣さだじん從一位藤原朝臣永手、遺宣を受けて曰はく、
「今詔りたまはく、事卒爾ことにはに有るに依りて、諸臣等議りて、白壁王は諸王の中に年齒としはも長なり、また先帝の功も在る故に、太子と定めて奏せば、奏せるまにまに宣り給ふ、と勅りたまはくと宣る」。

〈現代語訳文〉

禁中に集まっていた公卿のなかから左大臣藤原永手が代表して寢殿をおとすれ、天皇の「遺宣」を受けて、禁中にもどってつぎのように述べた。「遺宣」はノコシノル、オクリノル、すなわち口頭で宣言することに意味がある語であって、かつて聖武が死に際して道祖王を皇太子と為すと「遺詔」した「遺詔」とは意味が異

なるのである。そしてそれだからこそ下文の「宣り給ふ」がこれに対応してくるのである。但し、現実の問題として、そのときまで天皇が生きていて、実際に「宣」したかどうかはわからない。それは下文でも同じである。

(高野天皇が)今おっしゃるには、(自分が突然病気になる、しかも皇太子をだれにするかを決めていない状態で)事は緊急を要するので、諸臣たち議はかって(皇太子をだれにするかを検討してほしい、と命じたところ)、(諸臣たちは議って)、白壁王は諸王のなかでの最年長の王であり、また祖父である先帝天智の功績もあるのだから、同王を太子と定めてはいかがかと奏上したので、(自分は)奏上してきた通りに(白壁王を皇太子とせよ)と宣告することにした、とおっしゃった、と申された。

以上がわたくしの理解したこの「詔文」の内容である。この「詔」も第四十七詔として宣命詔の一つに挙げられているものでありながら、その構成と内容といい、他例の「宣命詔」といかに異なるものであるかが知られるであろう。

高野天皇がなぜ皇太子を定めずに死去したのか、そのことが八世紀政治史に大きな影響を及ぼしたか、などの問題については種々の意見のあるところであり、そうした問題に関してもいずればわたくしも意見を述べてみたいと考えているが、ここではそれは問わない。ただ「詔文」に関することについてのみ、気づいた点を三つほどあげておきたい。

第一は、この時期の「宣命」の「宣」、「宣旨」の「宣」、すなわち口頭での宣言、口頭での伝達のもつ意味の重要性である。わたくしは近年になって、大宝・養老令の公式令などに定める公文書制度にくらべれば、音声の世界、口頭伝達の世界から生まれた宣命詔、宣旨、奉書などの方がよほど重要であり実効性を有するものであったのだと、口をひらけば言うことにしているが、この「詔文」で重要な役割を演じたのも「遺宣」であり、「宣給」であった。その「宣」を高野天皇が実際に行ったかどうかはともかく、そうした行為を行わざるをえない状況が存在したという事実そのものに、快哉を叫びたい気分である。

その二は、やはり先帝天智の「功」の登場である。続日本紀における天智は、例の「かけまくもかしこき近江大津宮に御宇しめしし大倭根子天皇の天地と共に長く日月と共に遠く改るましじき常の典と立て賜ひ敷き賜へる法」を定めた人物として名を残す以外は、ほとんど知られない人物であった。もちろんそのむかし、乙巳の変において武勇の士として活躍した伝承は伝えられていたであろう。唐・新羅との戦争とその敗北、その後の国内の改革のことも知られていたであろう。庚午年籍は大宝令の施行によって永世保存となっていた。だがそれにもかかわらず八世紀の天武系の天皇のもとでは、天智はほとんどかくれた存在であったのである。その天智が、ここにいたって、「先帝の功も在る故に」との称賛の理由となつて、孫の白壁王がかつぎあげられる根拠とされるにいたつていたのである。

白壁王改め光仁にはじまる「王朝」交替の萌芽はここにはじまっていたといふべきであろうか。

終りに、続日本紀の記事の「異伝」として著名な、日本紀略、前篇十二に引用されている「百川伝」の記事について、記しておきたい。ここでの紀略は、以下のような配置になっている。

宝龜元年八月癸巳(四日)として

(A)天皇崩于西宮。(統紀(A)と同じ)

(B)左大臣藤原朝臣永手、……立_レ諱為_二皇太子_一。(位階・官職名を除き統紀(B)と同じ)

(C)左大臣永手受_二遺宣_一曰、今詔_入……太子_止定_天奏_流麻_爾麻_爾宣_給布_止勅_入止_宣」。

(D)固_三三_関云々。任_三山_陵司_二云々。

(E)百川伝云々。(以下、下文にかかげる)

百川はこの時期藤原原麻呂といい、従四位上左中弁内匠頭で、禁中の会議には直接的には参加していなかった。統紀では宝龜二年(七七二)三月以後藤原朝臣百川の名であられる。「百川伝」はその人物の伝記であるが、その伝来は未詳である。以下、(E)の全文を讀みくだし文で記す。語句の典拠はおおむね類聚名義抄によつてい

百川伝、云々。宝龜元年三月十五日、天皇、聖躰不豫。朝_ヲ視_テザルコト百余日。天皇、道鏡法師ヲ愛_メテ、將_二天下_一ヲ失_セムトス。道鏡、帝_ノ心_ヲ快_カラムコトヲ欲_ヒ、由_二義宮_一ニ雜物_ヲ以_テチ

テ進ルモ、拔ルルヲ得ズ。ココニ宝命ハ白類トナリ、医薬モ
 驗ナシ。或ニ一人出来シテ云ク、梓木ニ金筋ヲ作り、油ヲ塗
 リ挟ミ出セバ、則チ宝命ヲ全スベシト。百川竊ニ逐ヒ却ク。
 皇帝、遂ニ八月四日崩ズ。天皇平生皇太子ヲ立テズ。此ニ至リ
 テ、右大臣眞備等論シテ曰ク、御史大夫從二位文室浄三眞人ハ、
 是レ長親王ノ子ナリ。立テテ皇太子ト為サン、ト。百川ト左大
 臣・内大臣ト論シテ云ク、浄三ノ眞人ハ十三人有リ、後世如
 何、ト。眞備等都テ聽カズ、浄三ノ眞人ヲ冊シテ皇太子ト為ス。
 浄三八確ク辞ス。仍リテ更ニ其ノ弟參議從三位文室大市眞人
 ヲ冊シテ皇太子ト為ス。亦辞所ラル。百川、永手・良繼ト策テ
 定メテ、偽テ宣命ノ語ヲ作り、宣命使ヲシテ庭ニ立タシメ宣
 制セシム。右大臣眞備、舌ヲ卷キ如何モ無シ。百川、即チ諸仗
 二命ジテ、白壁王ヲ冊シテ皇太子ト為サシム。十一月一日壬子、
 大極殿ニ即位。右大臣吉備乱シク云ヘラク、長年ノ弊、還リ
 テ此ノ恥ニ遭ヘリ。致仕ノ表ヲ上ツリ、隱居セン、ト。

このように「百川伝」の述べるところのものは、藤原百川と、左
 大臣藤原永手と、内大臣藤原良繼（この時点では參議藤原宿奈麻呂、
 宝龜元年十月から名を良繼と改め、同二年三月内臣となり、同八年
 正月内大臣となる）の三人がいつわりの宣命詔まで作つて白壁王の
 皇太子冊定に貢献したという伝記であるが、内容的にはおもしろく
 読み、かつさもありませんと思ひながらも、不審に思わざるをえない
 点が一つある。それは肝心要の「百川与永手良繼一定策、偽作」

宣命語一、宣命使立レ庭、令ニ宣制ニ」というくだりである。

わたくしはさきに、続日本紀の(C)の記事について、これは禁中に
 參集していた議政官たちを代表して左大臣が天皇の寢殿におもむき、
 「遺宣」を受け、その旨を禁中にはべる議政官らに伝えたものと
 述べた。そこまでは、禁中におけるごく限られた人びとの秘中の会
 議である。議政官らにその後どのような討議があり、宣命詔が作ら
 れ、宣命使をえらび、庭中に諸官人を召集して宣制したとしても、
 それはつぎの段階、第二段階のことではなければならない。それに対
 して「百川伝」では、百川と永手と良繼が宣命詔を捏造し、宣命使
 を定めて諸司官人を庭中に召集して宣制しただけでなく、白壁王立
 太子のための儀礼の整備を諸仗に命じたという。これでは右大臣吉
 備眞備があきれかえるのも、当然であろう。この部分の「百川伝」
 の記述は無稽のものであると断ぜざるをえない。おもしろい記述だ
 からといって安易にとびついてはならないのである。

おわりに

続日本紀におさめる宣命詔の記述三点について、近年気づいた事
 柄を述べてみた。いずれも、現在進行中の『新日本古典文学大系』
 の『続日本紀』（岩波書店、一九八九年に㉑、一九九〇年に㉒、一
 九九二年に㉓、一九九五年に㉔をそれぞれ刊行、終巻の㉕は未完）
 を読み、書き、気づいたことをチェックするという作業から生みだ

されたものが素材となっている。なかには第一項の一部のように、既出の『古典講読シリーズ続日本紀』（一九九三年、岩波書店）に記したものもあるが、多くは新規の書きおろしである。

「はじめに」でも記したように、これまでの宣命詔についての研究はあまりにも国文学者・国語学者の研究に依存しすぎてきたように思われる。歴史学を学ぶ者の一人として、その立場から、全面的に読み直す必要があるのではなからうか。しかもそれは続日本紀に載せる宣命詔のみではない。実は九世紀に入ってから宣命詔、特に日本後紀のものなどには、実に興味深い内容のものが多いためである。そうしたものを含めての、宣命詔全体をとらえ直す必要性を痛感する。

最後になってしまったが、『新日本古典文学大系』の『続日本紀』の研究会の会員諸氏（この研究会が発会したのは一九七八年であった）に、謝意を表したい。

(95・10・5)